

令和4年度	自動車事業会計	第18款 01項 80目 63節 63細節00付記	(関連費 委託料)
令和4年度	自動車事業会計	第02款 01項 60目 63節 63細節00付記	(運輸管理費 委託料)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 10目 63節 63細節20付記	(線路保存費 委託料BL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 10目 63節 63細節30付記	(線路保存費 委託料GL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 30目 63節 63細節20付記	(車両保存費 委託料BL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 30目 63節 63細節30付記	(車両保存費 委託料GL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 40目 63節 63細節10付記	(運転費 委託料共通)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 40目 63節 63細節20付記	(運転費 委託料BL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 40目 63節 63細節30付記	(運転費 委託料GL)
令和4年度	高速鉄道事業会計	第02款 01項 50目 63節 63細節10付記	(運輸費 委託料共通)

受付 番号	種目番号  301	連絡先	委託担当			
			総務部 人事課 厚生係	担当者	林 大久保 直樹	電話
					045-671-3160	

## 設 計 書

- 1 委託名 空気環境測定業務委託
- 2 履行場所 交通局保土ヶ谷営業所ほか73か所
- 3 履行期間  期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
又は期限  期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項各号に定める空気環境測定実施者とする。  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に基づき、以下のいずれかに掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けていること。  
(1) 建築物における空気環境の測定を行う事業  
(2) 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水质検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業
- 6 現場説明  不要  
 要 ( 月 日 時 分、 場所 )
- 7 委託概要 横浜市交通局が所有及び占有する施設に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令及び事務所衛生基準規則に基づき空気環境測定業務を実施する。

- 8 部 分 払
- する (12回以内)
- しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金額
空気環境 測定業務	12か月	(1554)	ポイント	(7,000)	(10,878,000)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
 ※概算契約の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委 託 代 金 額	¥ 11,965,800 . -
内 訳 業 務 価 格	¥ 10,878,000 . -
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額	¥ 1,087,800 . -



## 空気環境測定業務委託仕様書

空気環境測定業務委託の仕様を次のとおりとする。

### 1 趣旨

本仕様書は、横浜市交通局が所有及び占有する施設に関する空気環境測定業務委託の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、委託契約約款（以下「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項は委託者の指示を受けて行うものとする。

### 2 建築物衛生法に基づく事業登録要件

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 に基づき、以下のいずれかに掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けていること。

- (1) 建築物における空気環境の測定を行う事業
- (2) 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

### 3 測定者の資格

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 26 条第 2 項各号に定める空気環境測定実施者とする。

- (1) 受託者は、作業を行う測定者名簿（写真付）を履行期間開始までに提出すること。  
また、測定者に変更ある場合には、名簿の更新を行い遅滞なく委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、作業を行う測定者の身分証明書（写真付名札）を測定作業中に携帯させること。

### 4 測定場所

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 1 条の建築物及び事務所衛生基準規則第 1 条に基づき、事業所一覧表（別紙 1）の事業所を対象として空気環境測定業務を実施する。なお、同一敷地内に複数建築物がある事業所は、測定場所の詳細について双方協議の上、委託者の指示により決定とする。

※総合司令所、信号取扱所（3 か所）の所在地、測定場所等については、契約締結した受託業者に限り詳細を公表する。

### 5 測定項目

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 2 条に基づき実施する。

- (1) 温度
- (2) 相対湿度
- (3) 二酸化炭素の含有率

- (4) 一酸化炭素の含有率
- (5) 気流
- (6) 浮遊粉じん量
- (7) 照度
- (8) 騒音（必要に応じて実施）

## 6 実施方法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項、第3条の2及び事務所衛生基準規則第2条から第12条に基づき行う。

(1) 事務所等の測定方法については、以下のとおりとする。

ア 測定回数は2か月に1回、最低1日2回（9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分までの2時点）以上実施とする。

イ 測定場所は床上75cm～150cmの間で計測する。

ウ 測定ポイントは現地調査した後、委託者の指示により確定する。

(2) 喫煙対策に関する指針に基づき、喫煙室周辺の測定方法については、以下のとおりとする。

ア 測定回数は2か月に1回、最低1日2回（9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分までの2時点）以上実施とする。

イ 浮遊粉じん量及び一酸化炭素濃度測定

(ア) 喫煙室

(イ) 喫煙室の境界

(ウ) 隣接する事務室等

ウ 気流測定

(ア) 非禁煙室と禁煙室の境界の主たる開口面

(イ) 上部、中央部、下部の3点を設定し測定を行う

(3) 測定結果報告書作成の手順書があること。

(4) 事業所における個人情報保護の観点から、作業報告書作成の手順書があること。

ア パソコン本体には、データを蓄積しないこと。

イ 報告書保管に当たっては、施錠のかかる場所に保管すること。

ウ データ保管に当たっては、外部記録装置とし、施錠のかかる場所に保管すること。

エ 保存期間後は、報告書の廃棄又はデータの消去を行うこと。

(5) その他、本委託業務の実施のために必要となる事項

## 7 作業完了確認

受託者は、検査完了確認書を2部作成し、測定者が作業完了した際、事業所職員から署名捺印を受け、内1部を測定結果報告書と合わせて委託者に提出すること。

なお、測定作業に不備があると認められた場合、委託者は受託者に対し測定のやり直しを指示できるものとする。

## 8 測定結果の報告

測定結果報告書は2部（対象所属、作成し、委託業務完了の翌日から起算して7営

業日以内に委託者に提出すること。

(1) 測定結果報告書に以下の内容を記載すること。

- ア 測定場所、測定ポイント
- イ 測定者氏名及び保存責任者氏名
- ウ 測定機器名
- エ 測定結果保存期間
- オ 各測定結果数値
- カ その他、委託者が記載指示をした事項

(2) 測定の結果管理基準値（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1項）及び（職場における喫煙対策に関する指針）に適合しない場合には、その原因を推定し、報告書に記載をして報告すること。

(3) 測定結果報告書については、対象所属保管用は書面にした紙記録物とし、本庁保管用は所属保管用をCD等の電磁的記録した電磁的記録物とする。

## 9 使用測定機器の点検、較正

電気抵抗式温度計、電気抵抗式湿度計及び定電位電解式CO測定器等については、総合的な測定精度を有するためには、定期的（1年以内に1回程度）に較正又はセンサー交換を行うこと。

## 10 職員等の安全確保上の問題への対応

(1) 受託者は、次の各号に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を委託者に連絡し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- ア 測定の実施に関わる事故
- イ 職員等の個人情報の漏えい、消失又は棄損
- ウ 測定データの管理システムに関する障害
- エ 測定項目の実施もれ
- オ その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

(2) 受託者は、前項、個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに委託者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置について、委託者の指示に従わなければならない。

(3) 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を委託者と協力して講じなければならない。

## 11 支払い

(1) 部分払いは12回以内とし、月内全ての委託業務が完了した翌日から起算して7営業日以内に 委託部分完了届出書（別紙2） を委託者に提出し、委託者が指定する検査員の完了検査を受けなければならない。検査後受託者からの請求に基づき支払うものとする。

(2) 最終支払いは、全委託業務が完了した際に 委託完了届出書（別紙3） を委託者に提出する。委託者は受領後速やかに委託者が指定する検査員の完了検査を実施し、

合格の場合については受託者からの請求に基づき支払うものとする。

#### 12 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

#### 13 秘密保持

受託者は、本契約に定める業務を遂行中に委託者より開示され、または自己の知り得た委託者に関する秘密事項・情報、委託者の従業員等に関する個人情報等については、委託者の事前の了承なしに第三者に対し開示・漏洩、もしくは他の用途に利用してはならない。本項の定めは、本契約の終了後も効力を有する。

#### 14 損害賠償

測定上の行為により当局施設等に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

万一事故が発生した時は、現状復帰させる費用等については受託者の負担とし、円満解決に向けて最大限の配慮を行うこと。

#### 15 疑義

受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、委託者と協議し、その指示に従わなければならない。

#### 16 その他

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に基づき、建築物空気環境測定業の登録基準に関する証明資料（写）並びに空気環境測定実施者証（写）を業務開始時まで提出すること。
- (2) 受託者は契約締結後、履行期間開始までに履行場所の状況等を確認し、事業所責任者並びに担当者と十分に打合せを持つこと。打合せの結果は詳細にまとめ、交通局総務部担当者に報告すること。

空気環境測定事業所一覧

通番	自動車事業所名	住所	電話番号	測定場所					ポイント数
				外気	事務室	休憩室	喫煙所	喫煙所外	
1	保土ヶ谷営業所	横浜市保土ヶ谷区川辺町4-2	045-331-2401	○	○	○			3
2	車両工場		045-331-0461	○	○				2
3	若葉台営業所	横浜市旭区若葉台2-15-1	045-921-0581	○	○	○			3
4	車両工場		045-921-0583	○	○				2
5	浅間町営業所	横浜市西区浅間町4-340-1	045-311-2251	○	○	○			3
6	車両工場		045-325-5371	○	○				2
7	滝頭営業所	横浜市磯子区滝頭3-1-33	045-751-5548	○	○	○			3
8	車両工場		045-751-7292	○	○				2
9	本牧営業所	横浜市中区本牧元町45-1	045-621-1071	○	○	○			3
10	車両工場		046-622-7764	○	○				2
11	港南営業所	横浜市港南区日野南3-1-1	045-833-1511	○	○	○			3
12	車両工場		045-833-3136	○	○				2
13	港北営業所	横浜市港北区大豆戸町581	045-545-1804	○	○	○			3
14	車両工場		045-545-1807	○	○				2
15	鶴見営業所	横浜市鶴見区生麦1-3-1	045-501-0701	○	○	○			3
16	車両工場		045-521-5857	○	○				2
17	磯子営業所 車両工場	横浜市磯子区森3-1-19	045-751-7641	○	○				2
18	緑営業所 車両工場	横浜市緑区白山1-10-1	045-931-2269	○	○				2
合計									44

通番	鉄道事業所名	住所	電話番号	測定場所					ポイント数
				外気	事務室	休憩室	喫煙所	喫煙所外	
1	上永谷乗務管理所	横浜市港南区丸山台1-1-1	045-843-0106	○	○	○	○○	○○	7
2	新羽乗務管理所	横浜市港北区新羽町125-85-1	045-547-1735	○	○	○	○○	○○	7
3	川和乗務管理所	横浜市都筑区川和町1285-1	045-937-0125	○	○	○	○○	○○	7
4	上永谷保守管理所(施設区、電気区、管理係)	横浜市港南区野庭町713	045-843-5187	○	○				2
5	上永谷検車区		045-843-4491	○	○				2
6	上永谷修繕工場		045-844-8835	○	○				2
7	安全教育センター		045-844-8768	○	○				2
8	新羽保守管理所(施設区、電気区、検車区、管理係)	横浜市港北区新横浜1-12-1	045-542-0126	○	○		○	○	4
9	川和保守管理所	横浜市都筑区川和町379	045-936-0920	○	○				2
10	川和検修区		045-937-5901	○	○				2
11	あざみ野	横浜市青葉区あざみ野2-2-20	045-901-6462	○	○		○	○	4
12	中川	横浜市都筑区中川1-1-1	045-911-6948	○	○		○	○	4
13	センター南	横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1	045-943-4177	○	○		○	○	4
14	仲町台	横浜市都筑区仲町台1-1-1	045-943-3889	○	○		○	○	4
15	新羽	横浜市港北区新羽町1285-1	045-547-1431	○	○		○	○	4
16	北新横浜	横浜市港北区北新横浜1-539-1	045-547-1700	○	○		○	○	4
17	新横浜	横浜市港北区新横浜2-100	045-472-9165	○	○		○	○	4
18	岸根公園	横浜市港北区篠原町1123	045-491-3731	○	○		○	○	4
19	片倉町	横浜市神奈川区片倉1-33-7	045-491-3743	○	○		○	○	4
20	三ツ沢上町	横浜市神奈川区三ツ沢上町5-9	045-323-3073	○	○		○	○	4
21	三ツ沢下町	横浜市神奈川区三ツ沢下町2-16	045-323-3072	○	○		○	○	4
22	横浜	横浜市西区南幸町1-9B-2	045-314-3490	○	○		○	○	4
23	高島町	横浜市西区花咲町7-41	045-324-0777	○	○		○	○	4
24	桜木町	横浜市中区花咲町1-34	045-212-0235	○	○		○	○	4
25	関内	横浜市中区尾上町3-42	045-641-5344	○	○		○○	○○	6
26	伊勢佐木長者町	横浜市中区長者町5-48	045-251-2220	○	○		○	○	4
27	阪東橋	横浜市中区弥生町5-48	045-251-2420	○	○		○	○	4
28	吉野町	横浜南区吉野町3-7	045-261-9640	○	○		○	○	4
29	蒔田	横浜南区宮元町3-46	045-712-3791	○	○		○	○	4
30	弘明寺	横浜南区通町4-114	045-712-2590	○	○		○	○	4
31	上大岡	横浜市港南区上大岡西1-9-B-1	045-843-0105	○	○		○	○	4
32	港南中央	横浜市港南区港南中央通10-B-1	045-844-8448	○	○		○	○	4
33	上永谷	横浜市港南区丸山台1-1-1	045-844-9592	○	○		○	○	4
34	下永谷	横浜市港南区日限山1-58-27	045-821-4078	○	○		○	○	4
35	舞岡	横浜市戸塚区舞岡町771	045-821-1456	○	○		○	○	4
36	戸塚	横浜市戸塚区戸塚町12-1	045-864-7414	○	○		○	○	4
37	踊場	横浜市泉区中田南1-2-1	045-801-4138	○	○		○	○	4
38	中田	横浜市泉区中田南3-1-5	045-804-6689	○	○		○	○	4
39	立場	横浜市泉区中田西1-1-30	048-801-7158	○	○		○	○	4
40	下飯田	横浜市泉区下飯田町829-1	045-801-6398	○	○		○	○	4
41	湘南台	藤沢市湘南台1-43-13	0466-45-6851	○	○		○	○	4
42	中山	横浜市緑区中山町350-5	045-937-5691	○	○		○	○	4
43	川和町	横浜市都筑区川和町1252	045-938-9801	○	○		○	○	4
44	都筑ふれあいの丘	横浜市都筑区葛が谷11-1	045-943-8421	○	○		○	○	4
45	センター北	横浜市都筑区中川中央1-1-1	045-912-5064	○	○		○	○	4
46	北山田	横浜市都筑区北山田1-6-11	045-592-5961	○	○		○	○	4
47	東山田	横浜市都筑区東山田町300	045-593-0140	○	○		○	○	4
48	高田	横浜市港北区高田東3-1-3	045-544-9341	○	○		○	○	4
49	日吉本町	横浜市港北区日吉本町5-3-1	045-563-8991	○	○		○	○	4
50	日吉	横浜市港北区日吉4-1-11	045-563-0244	○	○		○	○	2
51	駅務管理所	横浜市中区尾上町3-42	045-664-0856	○	○		○	○	2
52	新横浜工事事務所	横浜市港北区新横浜3-18-9新横浜ICビル2F	045-474-2051	○	○		○	○	4
4か所	総合司令所、信号取扱所(3か所)	※詳細は契約日以降、受託業者に公表する。		—	—	—	—	—	12
合計									215



## 委託部分完了届出書

令和 年 月 日

横浜市交通事業管理者 様

住 所  
受託者 氏 名  
代表理事

次のとおり委託業務が部分完了したので、横浜市委託契約約款の規定により提出いたします。

委 託 名	
履 行 場 所	
完 了 期 限	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

# 委託完了届出書

令和 年 月 日

横浜市交通事業管理者 様

住 所  
受託者 氏 名  
代表理事

次のとおり委託業務が完了したので、横浜市委託契約約款の規定により提出いたします。

委 託 名	
履 行 場 所	
完 了 期 限	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

## 昭和四十五年政令第三百四号

### 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第二条第一項、第四条第一項、第七条第五項、第八条第四項及び第九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

#### （建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。
- イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

- 一 浮遊粉じんの量

空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下

- 二 一酸化炭素の含有率

百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）以下

- 三 二酸化炭素の含有率

百万分の千以下

- 四 温度

- 一 十七度以上二十八度以下

- 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。

- 五 相対湿度

四十パーセント以上七十パーセント以下

六 気流

○・五メートル毎秒以下

七 ホルムアルデヒドの量

空気一立方メートルにつき○・一ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

## 昭和四十六年厚生省令第二号

### 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項第一号及び同条第五項、第八条第三項及び第四項、第十条、第十一条第一項及び第十二条並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第一号イの表の第二号及び同条同号ハの規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

#### （建築物空気環境測定業の登録基準）

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 第三条の二第一号の表の第一号から第六号の下欄に掲げる測定器（同表第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。

二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 事務所衛生基準規則

(昭和四十七年九月三十日)

(労働省令第四十三号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、事務所衛生基準規則を次のように定める。

## 事務所衛生基準規則

### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 事務室の環境管理(第二条―第十二条)

第三章 清潔(第十三条―第十八条)

第四章 休養(第十九条―第二十二条)

第五章 救急用具(第二十三条)

### 附則

第一章 総則

#### (適用)

第一条 この省令は、事務所(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業(カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。)に従事する労働者が主として使用するものをいう。)について、適用する。

2 事務所(これに附属する食堂及び炊事場を除く。)における衛生基準については、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三編の規定は、適用しない。

(平六労令二〇・一部改正)

## 第二章 事務室の環境管理

#### (気積)

第二条 事業者は、労働者を常時就業させる室(以下「室」という。)の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。

#### (換気)

第三条 事業者は、室においては、窓その他の開口部の直接外気に向つて開放することが

できる部分の面積が、常時床面積の二十分の一以上になるようにしなければならない。ただし、換気が十分に行なわれる性能を有する設備を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、室における一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率(一気圧、温度二十五度とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合をいう。以下同じ。)を、それぞれ百万分の五十以下及び百万分の五千以下としなければならない。

(平一六厚労令七〇・一部改正)

(温度)

第四条 事業者は、室の気温が十度以下の場合、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。

2 事業者は、室を冷房する場合は、当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない。ただし、電子計算機等を設置する室において、その作業者に保温のための衣類等を着用させた場合は、この限りでない。

(空気調和設備等による調整)

第五条 事業者は、空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。)又は機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。)を設けている場合は、室に供給される空気が、次の各号に適合するように、当該設備を調整しなければならない。

一 浮遊粉じん量(一気圧、温度二十五度とした場合の当該空気一立方メートル中に含まれる浮遊粉じんの重量をいう。以下同じ。)が、〇・一五ミリグラム以下であること。

二 当該空气中に占める一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率が、それぞれ百万分の十以下(外気が汚染されているために、一酸化炭素の含有率が百万分の十以下の空気を供給することが困難な場合は、百万分の二十以下)及び百万分の千以下であること。

三 ホルムアルデヒドの量(一気圧、温度二十五度とした場合の当該空気一立方メートル中に含まれるホルムアルデヒドの重量をいう。以下同じ。)が、〇・一ミリグラム以下であること。

2 事業者は、前項の設備により室に流入する空気が、特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、室の気流を〇・五メートル毎秒以下としなければならない。

3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。

(平一六厚労令七〇・一部改正)

(燃焼器具)

第六条 事業者は、燃焼器具(発熱量が著しく少ないものを除く。以下同じ。)を使用する室又は箇所には、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けなければならない。

2 事業者は、燃焼器具を使用するときは、毎日、当該器具の異常の有無を点検しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、第一項の換気のための設備を設ける箇所について準用する。

(作業環境測定等)

第七条 事業者は、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第二十一条第五号の室について、二月以内ごとに一回、定期的に、次の事項を測定しなければならない。ただし、当該測定を行おうとする日の属する年の前年一年間において、当該室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下である状況が継続し、かつ、当該測定を行おうとする日の属する一年間において、引き続き当該状況が継続しないおそれがない場合には、第二号及び第三号に掲げる事項については、三月から五月までの期間又は九月から十一月までの期間、六月から八月までの期間及び十二月から二月までの期間ごとに一回の測定とすることができる。

一 一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率

二 室温及び外気温

三 相対湿度

2 事業者は、前項の規定による測定を行なったときは、そのつど、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三 測定箇所

四 測定条件

五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(昭五〇労令二〇・平一六厚労令七〇・一部改正)

第七条の二 事業者は、室の建築(建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。)、大規模の修繕(同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。 )又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。 )(以下「建築等」と総称する。 )を行つたときは、当該建築等を行つた室における第五条第一項第三号に規定する事項について、当該建築等を完了し、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する六月から九月までの期間に一回、測定しなければならない。

(平一六厚労令七〇・追加)



(測定方法)

第八条 この章(第七条を除く。)に規定する次の表の上欄に掲げる事項についての測定は、同表の下欄に掲げる測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を使用して行うものとする。

事項

測定器

浮遊粉じん量

グラスファイバーろ紙(○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は当該機器を標準として較正された機器

一酸化炭素の含有率

検知管方式による一酸化炭素検定器

二酸化炭素の含有率

検知管方式による二酸化炭素検定器

気温

○・五度目盛の温度計

相対湿度

○・五度目盛の乾湿球の湿度計

気流

○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

ホルムアルデヒドの量

二・四—ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四—アミノ—三—ヒドラジノ—五—メルカプト—一・二・四—トリアゾール法により測定する機器

備考

一 一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率(第三条第二項に規定するものに限る。)、気温、相対湿度並びに気流の測定は、室の通常の使用時間中に、当該室の中央部の床上七十五センチメートル以上百二十センチメートル以下の位置において行うものとする。

二 ホルムアルデヒドの量の測定は、室の通常の使用時間中に、当該室の中央部の床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において行うものとする。

(昭五一労令一三・平九労令三二・平一六厚労令七〇・一部改正)

(点検等)

第九条 事業者は、機械による換気のための設備について、はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行なったとき、及び二月以内ごとに一回、定期的に、異常の有無を点検し、その結果を記録して、これを三年間保存しなければならない。

第九条の二 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、病原体によつて室の内部の空気が汚染されることを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置

二 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

三 加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

四 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

五 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

(平一六厚労令七〇・追加)

(照度等)

第十条 事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。

作業の区分

基準

精密な作業

三百ルクス以上

普通の作業

百五十ルクス以上

粗な作業

七十ルクス以上

「職場における喫煙対策に関する指針」の運用に当たって

(平成15年7月10日勤職一224)

(人事院事務総局勤務条件局職員課長発)

人事院では、喫煙が健康等に与える影響についての医学的研究、社会一般の認識等が深まり、また、健康増進法（平成14年法律第103号）において公共の場所における受動喫煙防止対策が求められるなど、喫煙対策を巡る状況が進展していることにかんがみ、職員の健康の保持増進及び快適な職場環境づくりの推進の観点から公務職場においても更に一層の喫煙対策を講ずる必要があるとの認識の下に、各府省の喫煙対策の現状を踏まえ、有識者等から意見聴取を行うなどして、「職場における喫煙対策に関する指針」（平成15年7月10日勤職一223 人事院事務総局勤務条件局長）（以下「指針」という。）を发出したところです。各省各庁においては、指針の運用に当たって、下記の点に留意の上、積極的に受動喫煙防止対策等を推進して下さるようお願いいたします。

今後、各省各庁における受動喫煙防止対策等の実施状況等について、必要な調査や報告を求めることがありますので御了承ください。

## 記

### 1 目的（指針1）

指針において「受動喫煙」とは、自らの意思とは関係なく、環境中のたばこの煙を体内に吸入することをいいます。受動喫煙が非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすとともに、不快感等を与えることにより非喫煙者の心理面にも影響を及ぼしていることが指摘されています。職場は、喫煙者と非喫煙者が社会的必要から日常的にかつ選択の余地なく相当程度の時間一緒に過ごす場所ですから、非喫煙者に対する受動喫煙の影響を排除する必要があります。

### 2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策（指針2）

#### (1) 全面禁煙・空間分煙（指針2(1)ア）

指針では、受動喫煙防止のため少なくとも空間分煙は確保することとしており、指針でいう喫煙室等以外の場所で喫煙することは認められません。したがって、廃止された平成9年4月1日の指針において認められていた喫煙タイムや事務室内の喫煙等は認められません。

#### (2) 国の庁舎（指針2(1)イ）

「国の庁舎」には、民間企業所有の建物に入居している国の官署を含めます。

#### (3) 喫煙室の設備等（指針2(2)）

受動喫煙防止のためには、喫煙室等に指針に定める設備等を設ける必要があります。また、喫煙室等の設備は、下記(6)③に掲げる数値を満たすよう設置してください。

指針に沿って、できるだけ速やかに喫煙室等の整備を行ってください。必要な整備を完了するまでの間は、空気清浄装置を設置するようにしてください。

受動喫煙防止の観点からは、全面禁煙が望ましいところですので、可能な範囲で庁舎外に喫煙所を設けるようにしてください。また、庁舎外の喫煙所だけで足りる場合は、庁舎内に喫煙室等を設ける必要はありません。

(4) 庁舎外に設ける喫煙所（指針 2 (2)ア）

庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して設置してください。

(5) 喫煙コーナーの設置方法（指針 2 (2)ウ）

喫煙コーナーは煙の漏れにくい構造にする必要があります。例えば、①喫煙コーナーの出入口を除いた部分を非喫煙場所と天井までのパーテーション等で仕切る。②煙は天井をはうので、出入口は天井からスクリーン等を下ろす。③喫煙コーナーから庁舎外への排気装置を設置する。以上により、通常は非喫煙室への空気の漏れは防ぐことができると考えられます。

(6) 空気環境の測定方法（指針 2 (3)）

① 測定場所等

浮遊粉じん及び一酸化炭素の測定は、喫煙室等、喫煙室等と非喫煙場所との境界及び喫煙室等に隣接する事務室等（3か所以上）において実施してください。

また、その際の測定点は、原則として室内の床上約 1.2m から約 1.5m までの間の一定した高さとしてください。

非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等との境界の開口面の上部、中央部及び下部の3点としてください。

なお、上記の測定点のほか、たばこの煙が滞留している箇所又は職員等から特に測定の希望があった箇所については、その箇所を測定点として設定してください。

② 測定回数

事務室については3月に1回以上、その通常の勤務時間中に測定してください。

庁舎内の事務室以外の非喫煙場所及び喫煙室等については、3月に1回以上、できる限りその使用中に測定してください。

③ 測定結果

測定の結果は、浮遊粉じんの濃度 0.15mg/m<sup>3</sup> 以下、一酸化炭素の濃度 10ppm 以下及び非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速 0.2m/s 以上でなければなりません。

3 禁煙サポート対策（指針 3）

禁煙サポート対策を実施することが適当であるとしているのは、喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進の観点からすれば、非喫煙者の受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要があるためです。

## 個人情報の保護等に関する特記仕様書

個人情報の保護等に関する遵守事項は次のとおりとする。(適用はレ)

### 1 「個人情報取扱特記事項」について

- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用する。  
受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、本特記事項を遵守しなければならない。
- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用しない。ただし、契約の途中で、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いが必要となったときは、「個人情報取扱特記事項」を適用し、受託者は本特記事項を遵守しなければならない。

なお、特記事項の規定中「横浜市長」とあるのは「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

また、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)の提出先は、横浜市交通事業管理者とする。

工事(製造を含む。)においては、「委託者」とあるのは「発注者」と、「受託者」とあるのは「請負人」と、「再受託者」とあるのは「下請負人」と読み替えるものとする。

### 2 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」について(工事(製造を含む。)は対象外)

- 本契約は「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を適用する。  
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、本特記事項を遵守しなければならない。